

# 放課後児童クラブ運営指針の改正について

I. 放課後児童クラブの概要

II. 放課後児童クラブ運営指針の概要

III. 改正に向けての論点

# I. 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

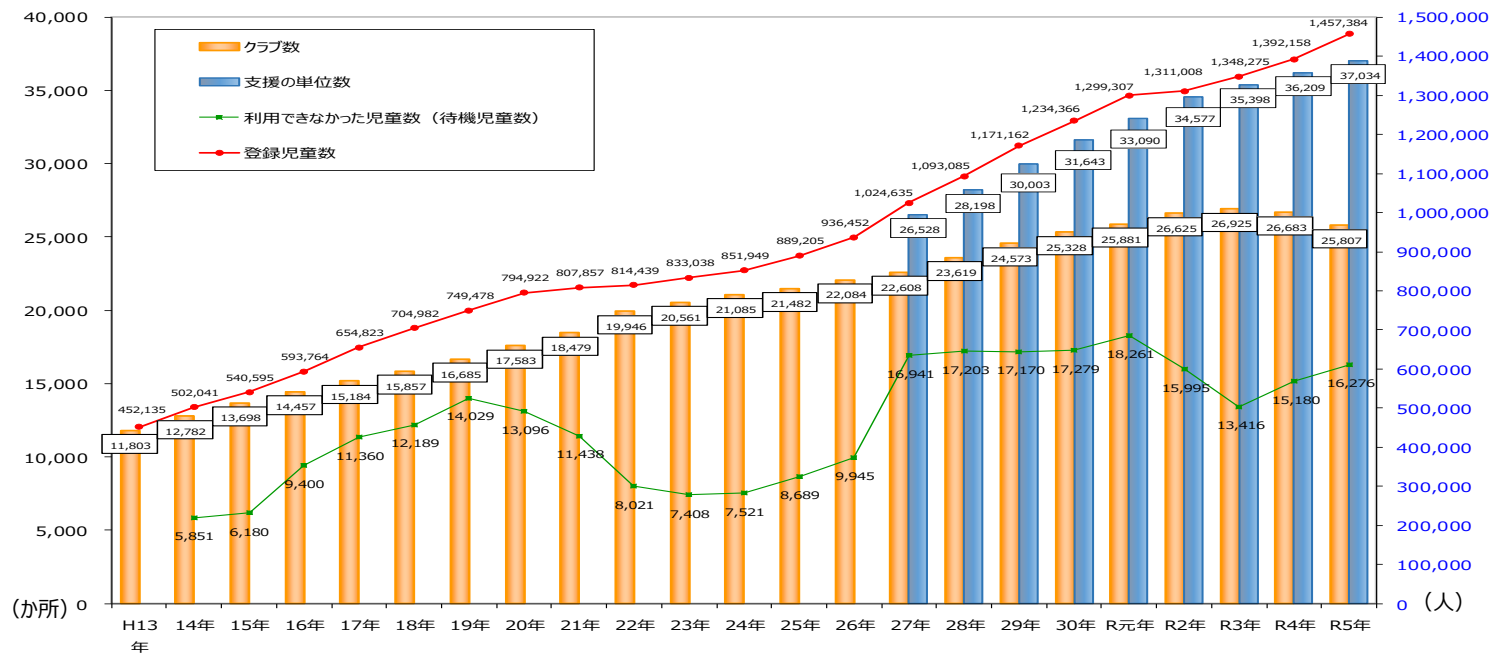
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(令和5年5月現在)

- 登録児童数 1,457,384人
- 支援の単位数 37,034単位
- クラブ数 25,807か所(参考：全国の小学校18,585校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,276人

## 【クラブ数、登録児童数、利用できなかった児童数の推移】

※ 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在)  
 ※ こども家庭庁調査  
 ※ 本調査は平成10年より実施

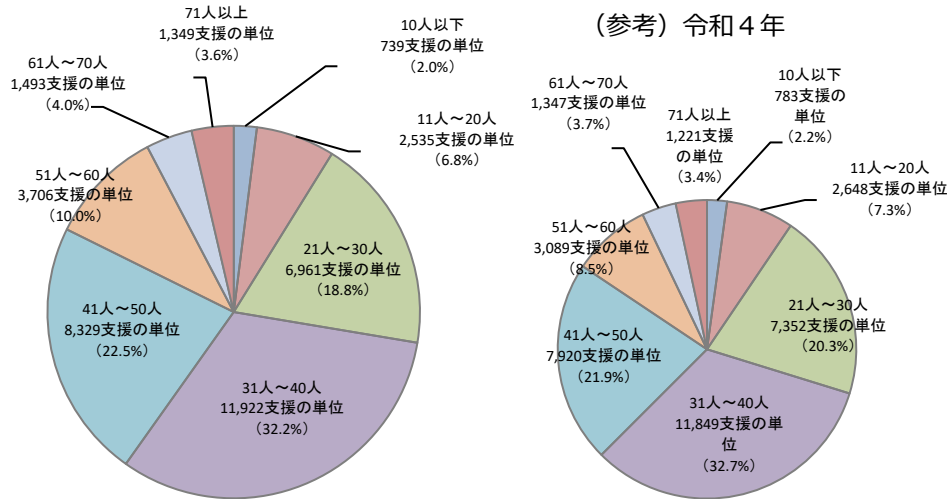


# 放課後児童クラブの現状①

※令和5年5月1日現在  
(こども家庭庁調)

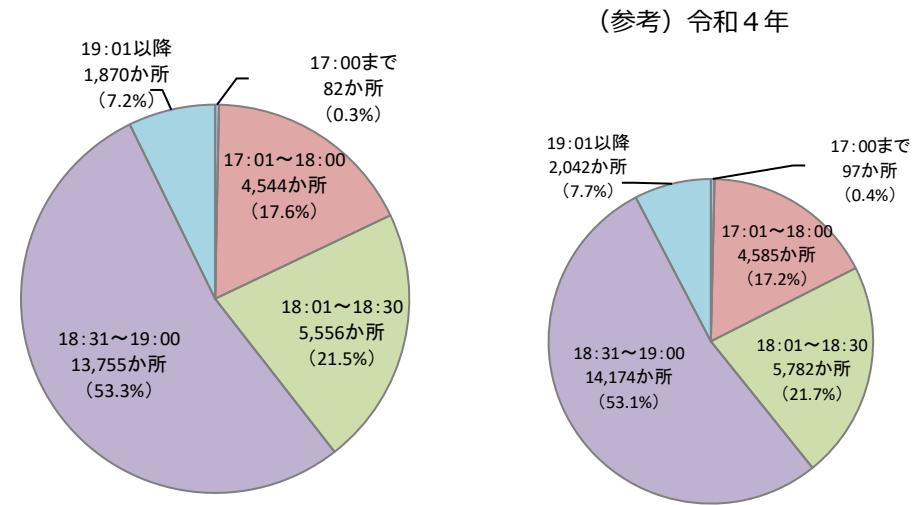
## ○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約60%を占めている。



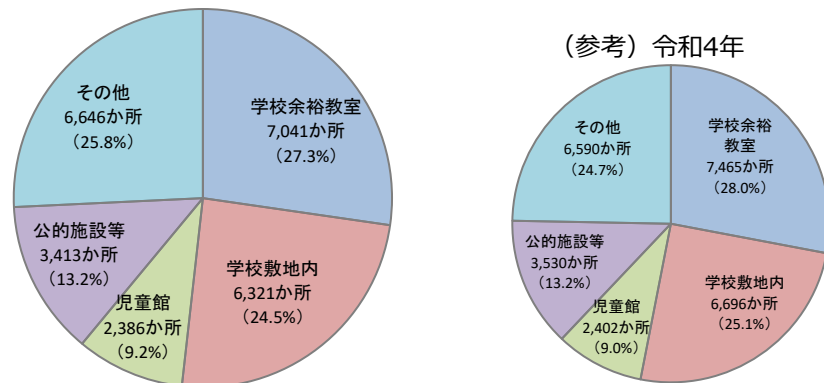
## ○終了時刻の状況 (平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めている。



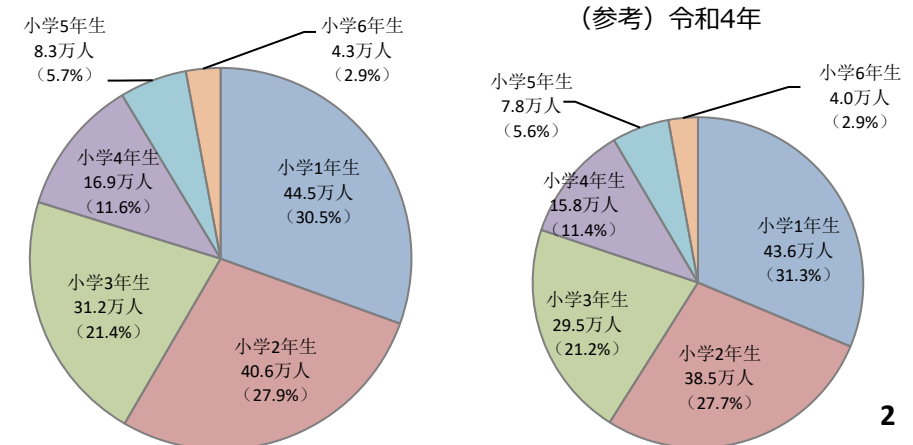
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約27%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約52%、児童館・児童センターが約9%である。



## ○学年別登録児童数の状況

低学年(小学1年生から小学3年生)の割合が全体の約80%を占めている。



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

# 放課後児童クラブの現状②

※令和5年5月1日現在  
(こども家庭庁調)

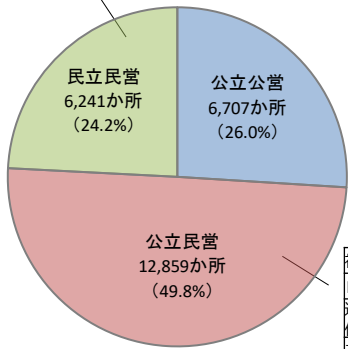
## ○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約26%、公立民営のクラブが約50%、私立民営が約24%を占めている。

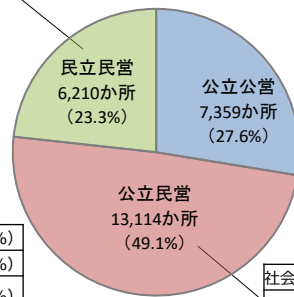
社会福祉法人	2,015か所 (7.8%)
NPO法人	1,116か所 (4.3%)
運営委員会・保護者会	1,205か所 (4.7%)
その他	1,905か所 (7.4%)

社会福祉法人	1,980か所 (7.4%)
NPO法人	1,125か所 (4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所 (5.0%)
その他	1,761か所 (6.6%)

(参考) 令和4年



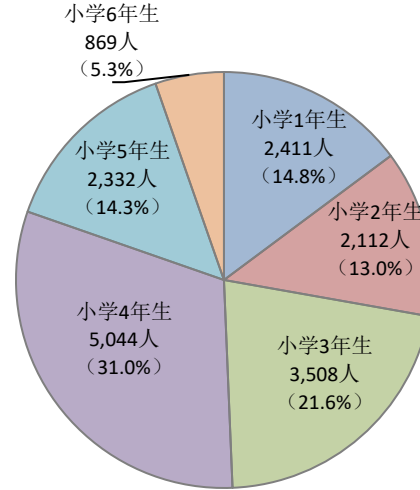
社会福祉法人	3,355か所 (13.0%)
NPO法人	1,753か所 (6.8%)
運営委員会・保護者会	2,724か所 (10.6%)
その他	5,027か所 (19.5%)



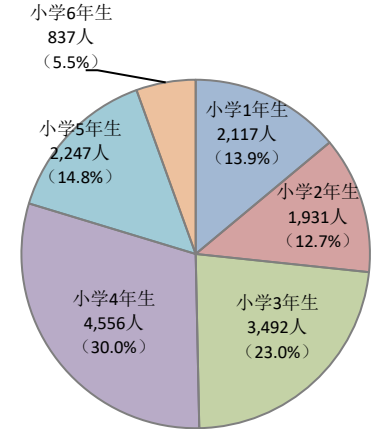
社会福祉法人	3,502か所 (13.1%)
NPO法人	1,867か所 (7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所 (11.2%)
その他	4,762か所 (17.8%)

## ○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年（小学1年生から小学3年生）は前年比で491人増加、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で605人増加した。



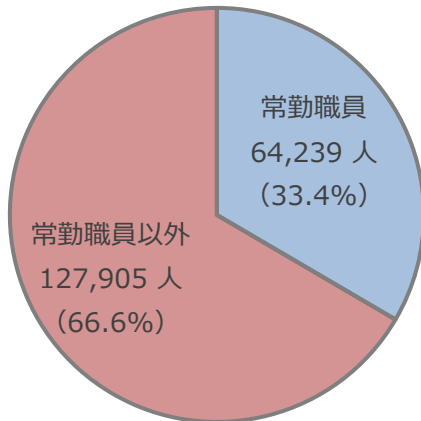
(参考) 令和4年



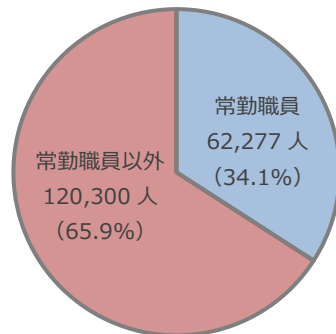
## ○放課後児童支援員等の状況

### ①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約33%を占める。

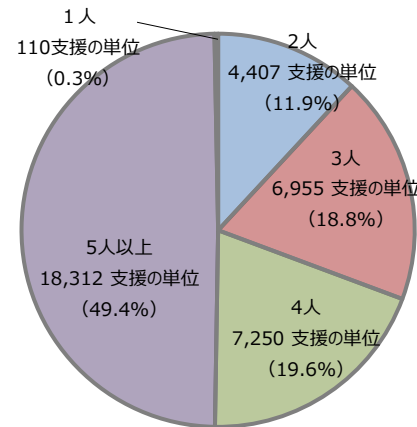


(参考) 令和4年

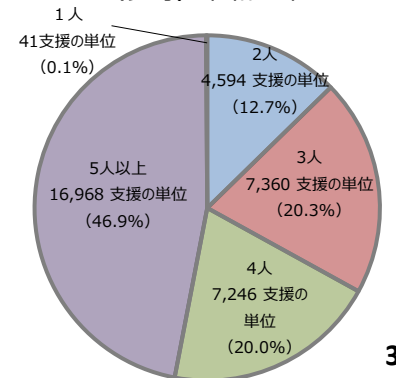


### ②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約49%を占める。



(参考) 令和4年



## Ⅱ. 放課後児童クラブ運営指針の概要

放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、各市町村における質の向上をはかるため、「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を策定した。

子ども・子育て支援新制度（児童福祉法改正、子ども・子育て支援法施行）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、基準条例

※厚生労働省委託による調査研究にて、放課後児童クラブガイドライン改正案を検討

放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 策定の3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② こどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を保障し、こどもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理
- ③ こどもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等がこどもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

## 運営指針の主な内容

### 第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
  - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
  - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
  - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

### 第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

### 第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども発達の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

## 「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。



## Ⅲ. 改正に向けての論点

### 1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)の内容を反映する。

### 2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」(令和5年7月26日)において、児童間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。

### 3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第 159 号)の内容を反映する。

### 4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正

同専門委員会報告書(令和5年3月28日)において指摘されている内容について反映する。

### 5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正

### 6. 「子ども」の表記を「こども」に統一する

※以下資料において、現行の運営指針については「子ども」で表記している。

## Ⅲ. 改正に向けての論点①

### 1. 「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正

改正のポイント  
(指針等は抜粋)

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章2. 各視点に共通する事項

#### (2) こどもの権利の擁護

こども基本法や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、居場所づくりに関わるおとなが広く、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、こども自身が、権利を侵害されたときの対応方法を含め、こどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。

●こどもの権利、人権の尊重については、複数箇所に記載されている。

●こども自身が権利侵害された際の対応、権利について学ぶ機会については記載がないため、追記してはどうか。

第1章 総則 2. 放課後児童健全育成事業の役割

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

第1章 総則 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、**こども自身がこどもの権利について学ぶ機会を設けるとともに、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。**

⑦ **こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておく、また、事案発生時には適切に対応する必要がある。**

第4章 放課後児童クラブの運営 5. 運営主体

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

○ 子どもの人権に十分に配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○ 子どもや保護者の人権に十分に配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

現行の指針と改正素案(青字部)

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章5「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる～

(2) こどもとともにつくる居場所づくり

イベントの企画や居場所の運営ルールや規則をこども・若者とともにつくることなど、居場所づくりにこども・若者が参画することは、多様で変化するこども・若者のニーズを捉え、より良い居場所づくりを進めるとともに、主体的な関わりを通じてこども・若者自身が権利の主体であるということを実感し、こどもの権利を守るという観点からも不可欠なものである。

●意見の尊重、反映については、複数箇所に記載されている。

例えば、放課後児童クラブの運営に関しての意見聴取、反映について追記してはどうか。

第1章 総則

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容 (4)

- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・**こどもが放課後児童クラブでのルール等について意見を交わす機会を持つことや、行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるように工夫する。**

(続き)

「こどもの居場所づくりに関する指針」 第3章6「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

各地域において、既に様々な居場所づくりの取組が進められているが、こうした居場所づくりの取組を検証していくことは、居場所の質と量の両面からの充実を図る上で不可欠である。(中略)

こうした指標による検証を行うに当たっては、第三者の視点や利用者を含めたこども・若者の参画を得ることも必要である。

●評価に関しては、複数箇所に記載されている。  
例えば第三者評価について追記してはどうか。

#### 第4章 放課後児童クラブの運営

##### 5. 運営主体

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。

- 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。

#### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

##### 3. 事業内容向上への取り組み

##### (3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- **福祉サービス第三者評価制度等を活用するなど、客観的な評価を他者から受けることにより、事業の質の向上につなげる。**
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、その他、改正すべき点があるか。

## Ⅲ. 改正に向けての論点②

### 2. 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議  
こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議）

#### （2）学校等における支援の充実

② 学校における取組事例も踏まえ、児童館や放課後児童クラブの運営ガイドラインに、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討する。（こども家庭庁）  
を踏まえた改正を行う。

●児童間の性暴力への対応は記載がないため、追記してはどうか。

#### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

##### 1. 育成支援の内容 （4）

- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
- ・子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。
  - ・事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
  - ・性被害防止のため、こどもの発達段階に応じて、例えば「生命（いのち）の安全教育」等を活用した啓発を行うとともに、こども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえ、その他、改正すべき点があるか。

### Ⅲ. 改正に向けての論点③

#### 3. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を改正している。

##### ① 安全計画について（令和6年度から義務化）

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

●新規のため、追記してはどうか。（義務化のため、柱書で記載するに留めるか。）

#### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

放課後児童クラブを安全・安心な居場所とするため、各事業所において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定められた安全計画を策定し、総合的な対策を講じることが求められる他、以下の点に留意する。

## ② 自動車運行について

第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

●新規のため、追記してはどうか。(前提：すべての事業者が自動車を運行しているわけではない)

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 2. 衛生管理及び安全対策

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。
- 遠足等行事の活動や取組等のために自動車を使用する場合は、こどもの乗車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認する。

##### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。
- 自動車を使用して送迎支援を行う場合は、こどもの乗車・降車の際に、点呼等で確実に所在を確認する。

### ③ 業務継続計画 (BCP : Business Continuity Planning) について

第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

#### ●新規（努力義務）のため、追記してはどうか。

#### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

##### 2. 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針や業務継続計画を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

##### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方や業務継続計画を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。



## 4. 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正

同専門委員会とりまとめ「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」（令和5年3月28日）の内容を反映する。

### ①放課後児童クラブの待機児童対策について

- 放課後児童クラブの実施場所のうち、過半数が学校敷地内や余裕教室である。そのため、余裕教室の活用方法や、特別教室等のタイムシェア等、こどもが放課後に活動する生活の場としてふさわしいスペースの整備・活用のあり方についても丁寧な議論が求められる。その際、自然に触れあいながら過ごせる環境づくりへの配慮も期待される。

### ●特別教室のタイムシェア、自然にふれあうことについて追記してはどうか。

#### 第5章 学校及び地域との関係

##### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

##### (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

- 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるように努める。特に特別教室をタイムシェアする場合には、あらかじめ確認すべき事項について、取り決め等を行うことが望ましい。

#### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

##### 1. 施設及び設備

##### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所や自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。

## ②放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について

- 一体型の運営においては、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮することが必要である。具体的には、活動プログラムに参加しないこどもの気持ちにも配慮すること等が考えられる。
- なお、一体型を推進する際には、両事業の目的や趣旨を正しく理解することが重要であり、放課後児童施策に期待されるところと重ね合わせて、検討することが求められる。具体的には、目的・趣旨の違いを越え、こどもたちの放課後が豊かになるよう、こどもの目線に立った検討が行われ、両事業に関わる人や団体の研修が合同で行われる等、地域における連携や協働が実施されることを期待する。

●報告書の内容に加えて、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日こども家庭庁、文部科学省）を踏まえ、追記してはどうか。

### 第5章 学校及び地域との関係

#### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

##### (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童対策パッケージ」で示されている放課後子供教室と一体的にの校内交流型を実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない、あるいは自分の意思で参加しない子どもがいることも考慮する。
- こどもの放課後や居場所を豊かにするという観点から、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行う。その際には、こどもの目線に立った検討を行う。また、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図る。

### ③. 障害のあるこどものインクルージョンの推進について

- 令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が同年に施行され、放課後児童健全育成事業者には放課後児童クラブを利用している医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有することとなった。
- 障害のあるこどもの受け入れにあたっては、各自治体においてさまざまな工夫が見られる。保護者の就労支援や、インクルージョン（包容・参加）の観点から、多様な障害特性や医療的ケアの内容への対応が求められるようになるのではないかと考えられる。そのため、スーパービジョンや職員のケアの実施を含めた職員の質の向上のための研修等も期待される。
- インクルージョンの推進を考える際には、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の障害福祉サービスとの連携が重要である。その際には、市町村の放課後児童クラブの担当部局と障害児支援の担当部局が連携していくことや、支援全体のコーディネートをする相談支援事業所の役割が大切となる。また、訪問により専門的な支援を行う保育所等訪問支援の活用による、障害のあるこどもに対する直接支援、家族に対する相談支援、また放課後児童支援員に対する専門的な助言等が提供されることで、放課後児童クラブにおいても、障害のあるこどもが安心して過ごす環境が整い、健やかな成長・発達に繋がる効果があると考えられ、更なる活用が期待されている。
- 特に、学童期においては、放課後児童クラブと放課後等デイサービスは対象年齢が重なることから、並行利用時の連携のあり方、中学生以降の利用ニーズへの対応をはじめ、インクルーシブな支援の方向性等について議論が続けられることが期待される。
- インクルージョンが推進されることは、障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごすことによって、お互いを理解しあい、地域共生社会を創出することのできるこどもの育成に必要な不可欠なことである。その際に留意すべき点としては、こどもの意見を尊重し、障害の有無に関わらず過ごしやすい環境を整備する必要があること等が挙げられる。
- 放課後児童クラブにおける障害のあるこどものインクルージョンの推進については、医療的ケア児を含めてその実態を把握し、こどもの意見を中心とした上で、保護者の意向はもちろんのこと、放課後児童支援員、市町村職員、関係機関・施設等の意見も聴取しながら、引き続き議論されることを期待する。なお、児童館においても同様のことが考えられる。

#### ●報告書の内容を踏まえ、追記してはどうか。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### 2. 障害のある子どもへの対応

##### (1) 障害のあるこどもの受け入れの考え方

- 障害のある子ども（医療的ケアを必要とする子どもを含む）については、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。

(続き)

- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、**子どもや保護者の意向等を個別に把握する。また、児童発達支援センターや保育所等の利用経験がある場合は、その状況を把握する等し、切れ目のない支援を行うことが求められる。**
  - 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。
  - **こどもの発達の状況や、小学校の卒業等に応じて、放課後児童クラブと放課後等デイサービス間での移行支援が求められることがあるため、関係機関と連携することが求められる。**
- (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点
- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
  - 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
  - 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
  - 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
  - **運営主体は、市町村と連携して、障害のあるこどもの支援にあたる職員のスーパービジョンやケアのための人材確保や研修等を実施する。**

#### ④その他

- 放課後児童施策を推進するにあたっては、学校との連携・協働の重要性等に関する意見が多くあった。連携・協働方策としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員のコーディネートのもと、地域学校協働活動の一環である放課後子供教室だけではなく、放課後児童クラブや児童館、放課後等デイサービスの関係者についても学校運営協議会への参画や地域学校協働活動との連携を推進することが考えられる。（後略）
- 放課後施策においても、社会的・文化的なハンディキャップ（性別、国籍、社会的地位、経済的格差による貧困等）をもったこどもたちのソーシャルインクルージョンについて検討していくことが求められる。

#### ●報告書の内容を踏まえ、追記してはどうか。

##### 第5章 学校及び地域との関係

###### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。
- (4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、放課後児童クラブと学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参加する。

##### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

###### 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

- (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項
  - 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。
  - 国籍等の社会的・文化的な障壁のある子どもへの対応に当たっては、インクルージョンの考えに立ち、必要な支援を行えるよう留意する。

「放課後児童対策に関する専門委員会報告書」を踏まえ、その他、改正すべき点があるか。

### Ⅲ. 改正に向けての論点⑤

#### 5. 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正

##### ●放課後児童クラブの活動中のプール事故や戸外活動での重大事故を受け、追記してはどうか。

###### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

###### 1. 施設及び設備

###### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- **こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止することを検討する。**
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

##### ●放課後児童クラブにおける児童虐待等の発生を受け、追記してはどうか。

###### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

###### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。
  - 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
  - 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。**また、事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定める。**

●昼食を提供する事業所が増加していることから、追記してはどうか。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容 (4)

- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつや、学校休業日等の昼食を適切に提供する。
- ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 昼食の提供時には、おやつ同様に内容や量等の工夫、安全及び衛生に考慮する。また、こどもが持参する食事については、適切に管理する。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

2. 衛生管理及び安全対策

(2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつ等の提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

その他、改正すべき点があるか。